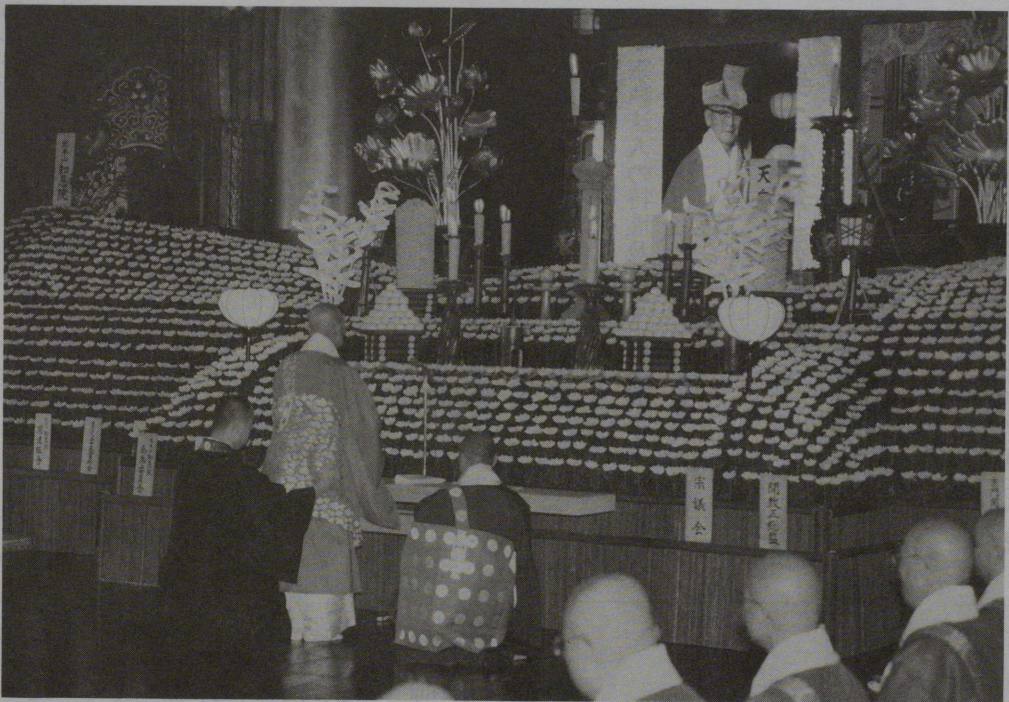


全 仏



No. 383

1992. 11



藤井實應浄土門主本葬儀
(弔辞を読む山田全仏会長)



財団
法人

全日本仏教会

JAPAN BUDDHIST FEDERATION

税制改正で自民党へ要望書

石上智康理事長名で提出

本会は、九月十八日付けで、左記の「要望書」を自由民主党政務調査会、全国組織委員会あてに提出した。

要望書

平成五年度税制改正の審議にあたり、本会は左記の点を強く要望致します。

【要望事項】

- (一) 公益法人の預貯金等より生ずる果実に対する非課税制度の堅持
- (二) 公益法人の営む収益事業の範囲の不拡大
- (三) 公益法人の営む収益事業に対する法人税率の引き下げ

【理由】

宗教法人が本来、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、宗教が人間の心の救いの構造として存在する以上、当然の帰結でございます。

宗教法人法第六条をまつまでもなく、宗教法人が営む収益事業は、本来営利を目的としたものではなく、宗教活動を円滑ならしめるためのものです。

しかるに、宗教法人への課税強化は、その活動を縮小させ、宗教のもたらす精神文化の高揚に著しい支障をきたすと共に、宗教そのものの存在すら危うくすることにもなりかねません。

もとより、国家財政に協力することは、宗教法人として当然のことでございますが、「税制改正」の名のもとに、国家権力が憲法に保証されている「宗教の自由」、「政務分離」の原則を脅かすことを懸念するものであり、このような税制改正には、宗教者として絶対に容認できるものではございません。

宗教法人の特性及び歴史的慣習を十分斟酌され、ご審議下さいますようお願い申し上げます。

第二回税務委員会

第二回税務委員会が、十月六日午後二時から、臨濟宗妙心寺派宗務本所会議室で開催され、左記の事項が報告された。

1、委員変更の件

委員として、芙蓉良英（真言宗智山派）、浅井侃雄（真言宗豊山派）の両師が就任した。

- 2、平成五年度税制改正要望書提出の件
例年にならない「税制改正に対する要望書」を自民党政務調査会及び組織委員会あてに提出したことが報告された。
- 3、日本宗教連盟「宗教と税制シンポジウム」の件

税務委員あてに後日案内があることが報告され、出席の要請があった。

引き続き、税務委員である羽生雅則弁護士が、「宗教法人非課税制の根拠—宗教法人の公益性について—」のテーマで講演を行った。

羽生師は多くの資料をもとに宗教法人非課税制の根拠について講演。今後の研究の基礎となる貴重な講演だった。

仏旗

- 仏旗(大) たて14cmよこ21cm四五、〇〇〇円
- 仏旗(中) たて9cmよこ13cm一七、〇〇〇円
- 仏旗(小) たて7cmよこ10cm二三、〇〇〇円
- 手旗 たて35cmよこ50cm 八、〇〇〇円
- 法輪旗 たて90cmよこ135cm一〇、〇〇〇円

お申し込みは全日本仏教会財務部

宗教法人非課税制の根拠

—宗教法人の公益性について—

弁護士 羽生雅則

去る十月六日、臨濟宗妙心寺派宗務本所会議室で開催された、本会の第二回税務委員会で委員の羽生雅則弁護士が、「宗教法人非課税制の根拠—宗教法人の公益性について—」のテーマで、要旨次のような発表を行った。

一、はじめに

そもそも宗教法人の税制について問題になって来たのは、昭和五十六年の十一月に「法人税基本通達」の改正で、収益事業税について四十四項目をほぼ追加するような形で、大幅な改正がなされた事に端を発するわけです。

それに基づいて、税務調査も全国一斉に行われ、それに対して宗教団体の側でも色々対応して、全仏並びに日宗連が相次いで要望書を出しました。その後、毎年のように全仏は要望書を出して来ております。

最近の内容としては、非課税制の実質的な根拠をごく簡単に集約して述べている訳です。

「宗教法人が本来、人心の安定をはかり、教育、文化、社会福祉、その他公益の増進に寄与することは、宗教が人間の心の救いの構造

として存在する以上、当然の帰結でございます。」と、これが結論なのですが、これをもう少し具体的にかみ砕いていこうという事なのかを、考えて行こうという事です。

二、宗教法人の非課税制の概要

宗教法人の非課税制の根拠の一つとして、日本における伝統があります。それは、徳川時代から寺社の境内地等は、御朱印地とされたり、そうでないものを除地として諸役が減免され、そして寺社はそれぞれの自治が認められて来ました。そういう経過、伝統があった、明治三十二年に初めて宗教団体の税制が法制化された訳です。それはその伝統を議会が尊重し、非課税を原則として来たものであり、以来ずっと法制上ほぼ一貫して非課税が貫かれて来て、現在のような形になった訳です。これに対して、色々批判がある訳ですが、その非課税制になっている実質的な根拠は何かという事になります。

かなり古くから「憲法二十条」の「特権」になるのではないかという議論があります。すなわち、国は宗教団体に対して「特権」を

与えてはいけないという、政教分離の規定がありますから、非課税にして利益を与える事は、消極的な意味で、「特権」を与える事になるのではないかという議論です。

それに対してほとんどの学説は、そうではないんだと、公益団体というのは他にも色々ありますから（学校法人、社会福祉法人、その他研究団体等）、それらもちろん非課税になっている訳ですから、宗教法人も同じような価値を認めて、公益の見地から宗教法人を一つの公益的な役割をはたすものと見て、援助を与えるという事は、何も宗教法人だけを特別扱いする訳ではないという説です。

これに対して、色々な世論を代表して理論化されたものとして、北野弘久氏が「宗教法人への課税と政教分離問題」という論文を発表しました。信教の自由の中には特定の宗教を信じない自由もある、そうすると無宗教者がいるのに、宗教法人に対して非課税の取り扱いをするという事は、一般の納税者の犠牲において、宗教法人に補助金を出す事と、実質的には同じ事ではないかと、従来の疑問点を抽象的に再度出しているのです。

ただし北野氏も全面否定という事ではなく、仮に制度上、宗教法人に対して現行の建前を維持して行こうとするのであれば、非課税の根拠になっている、一般的公益性が、制

度的に担保される措置が講ぜられなければならないのではないか。この点、宗教法人は何ら配慮をする基点が無い。だから納税者は一般的公益性を認められる宗教活動に限定して、非課税の利益を付与する事にしたいという限定的な承認なのです。

三、非課税制の根拠

宗教法人は「宗教法人法」で設立され、一般的に適用になるのですが、その中には宗教法人の具体的な性格はあまり規定されていません。ですから法律的な根拠を求めようとすると、「民法三十四条」というものがあります。「民法三十四条」は公益法人の設立に関する規定で、「祭祀、宗教、慈善、学術、技芸、其他公益ニ関スル社団又ハ財団ニシテ営利ヲ目的トセサルモノハ主務官庁ノ許可ヲ得テ之ヲ法人ト為スコトヲ得」となっています。ただこれは公益法人を「民法」が列挙しているのですが、その一番最初に祭祀、宗教というものをもつて来ており、その基本的な考えは祭祀、宗教を公益法人の典型として上げている訳です。これは非課税制に関連していえば、寺とか神社の非課税制の伝統というものがありませんし、そういう公益法人の非課税の伝統由来はそもそも宗教団体から始まっているという事が歴史的にはいい得ます。ただ最近いわれている事は、仮に「民法」

の条文上はそうだととしても、実質を考えていくと、公益法人といっても、やはり宗教法人は非常に特殊性があるのではないかと、それは事実その通りな訳なんです。ですからこの辺が宗教法人の公益性を議論していく上で、宗教法人の特殊性をどういうふうにとらえるか、それがどう公益なのかという点を考えていかなければなりません。

「法人税法別表第二」、「所得税法別表第一」に非課税の取り扱いをしている数多くの公益法人等あるいは公共法人等が揚げられています。こういうものに比べても、宗教法人というのは確かに、特殊であるという事はまちがいない訳です。しかしそれでも公共的役割は、それぞれ性格はちがっても、それぞれの分野で、それぞれの角度から公共的役割を果たしているのではないかと考えられます。

四、公益とは何か

「公益とは、社会全般の利益、いかえれば不特定多数の者の利益を指す。〔注釈民法〕』という事です。しかし、仮に特定多数の利益を目的とする法人であっても、結果として社会全体に奉仕する団体もある訳ですし、間接的な公益を目的とする団体でも良いのではないかと、いう事が一つあります。

井上恵行師の「宗教法人法の基礎的研究」には、「そもそも、宗教（もちろん人心を毒し

公共の福祉を害するような宗教は別として）というものは、一般に公益を目的とするといわれるものとは本質上異なり、直接、人間の心の奥底にたどり着き、霊魂にふれ、いのちにかよもの、人をして安心立命、常楽法悦の妙境に住せしむるものであり、そして、それは国民の個人生活をゆたかにし、社会生活を浄化して、文化国家の向上に大きな役割を演ずるものであるが、このような宗教の特性が、おのずから立法関係者の心識に印象づけられて、以上列挙したような、くさぐさの法令や判決が生まれたと解すべきではないか」とあります。これが、実質的な中身にふれた文章ですが、これが現在の全仏の要望書ともつながっている文章だと思えます。

また、「憲法」との関係でいいますと、信教の自由は「憲法」の中における精神的自由の確立の母体となった、非常に重要な基本的人権です。精神生活の基本原則として、信教の自由というものは、高い普遍的価値をもっており、その社会に無神論者がいても、それは変わりはないという事です。そういう民主主義社会というのは、価値の多元化というものを前提として成り立っているのですから、宗教は精神文化の向上に「憲法」上も役割を果たしているという事がいえるのではないかと思います。

五、アメリカにおける免税制度の理由付け

アメリカにおける免税制度の積極的な理由付けによれば、教会の活動というものは公共の利益を増進するものであるとしています。すなわち、精神面の向上というものは、もし宗教団体や教会がなければ、民主主義国家がお金をかけてもやらなければならぬ事であるが、現実の信教の自由が認められている社会では、宗教団体や教会がその役割を果たしているという、「代償理論」を取ります。そして民主主義社会を支える、公共的な善を推進しているという事は、公共の利益に正に合致する。だからそういう宗教団体や教会は、本来政府が租税をもって行わなければならぬ諸活動というものを、肩代わりをしてやっているものであり、租税を免除するのは当然であるという考え方です。

善良な市民性、民主主義社会の秩序の維持促進に、そういう意味で役立っていると、いわばアメリカ社会の生命たる多元的価値の推進に資するのであって、この結果総体として宗教活動の結果が、広く社会に役立って一般国民が広くその利益を受けているという事です。もう一つ、政教分離の関係で、仮にそれが全面的に課税対象となれば、その事の強化のために国家権力というものが宗教団体に介入してくるといふ事のマイナス面というものは、

政教分離の立場からものすごく大きいという事で、これはアメリカの有名な判例なのですが、そういう事も重要な柱です。

政教分離といっても敵対関係の政教分離もありますが、日本の「憲法」がとっている政教分離はそうではなくて、お互いにその価値を認めるがゆえに干渉しないという、友好的な政教分離です。そしてさきほどの「代償理論」につながる訳です。

六、まとめ

確井光明氏の「宗教法人課税の現状と問題」という論文によれば、「公益」としても、宗教法人固有の活動は、積極的に公益の増進を図る公益法人の活動と異なり、人々の内面・精神生活への働きかけにとどまるものであるから、民法の公益法人や社会福祉法人とは相当に性質を異にしているといわざるをえない。

しかしながら、宗教法人の活動又は宗教法人の所有する境内建物や境内地が不特定多数の人々に与える精神的安らぎの効果は、安定した市民生活の確保のために無視しえないと思われる。」とあります。ですから宗教全体に対して非課税にする事は何ら「憲法」上問題はない、という事につながる訳です。

また、「宗教法人法六条」の規定でいいますと、公益事業、公益という事が出て来ますが、それによれば公益事業を行う事自体が、教義

を広める事にもつながるといふ事で、法律の規定上も公益という事が十分読み取る事ができる事です。

ただ、一般でいいますと色々な宗教団体がありますし、中には今いったような社会的な役割というものを十分果たしていないという事も確かに無い事は無く、そういう場合の自主、自立、自浄という事が、こういう議論の場合の結論になる訳です。すなわち、政教分離で自治が任され、国家は介入するなどという場合は、自浄能力が前提になっている訳ですから、そういうものを一層高めていかなければならないという事は事実だと思います。そういう事さえして行けば公益性というものは十分理論的にもいえると思います。

子 扇

ご染筆 山田恵諦会長
(天台座主猊下)

箱入 2,000円

マヤ堂で着工式



去る十月十五日、現地時間午後二時から、ネパールのルンビニーで、マヤ堂修復事業着工式が執り行われた。

晴天に恵まれ、摂氏三〇度を超えたこの日、ルンビニー園にはネパール政府関係者、LDT（ルンビニー

開発トラスト）関係者など約三百人が集り、ふだんは静かなマヤ堂周辺も、にぎにぎしい雰囲気につつまれていた。

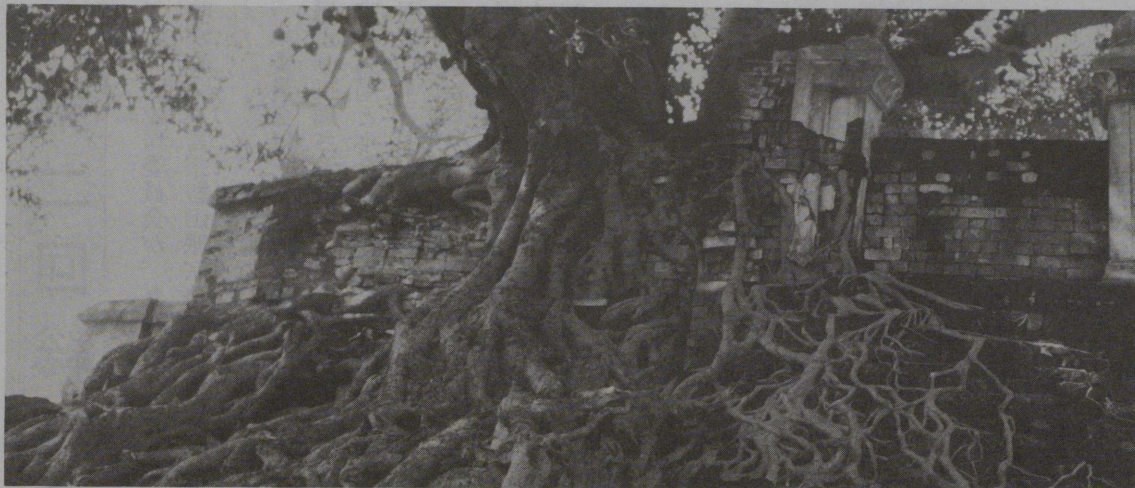
午後二時、マヤ堂の南側に張られた大きなテントの中で、ネパール僧侶による三帰依文が唱和され、開式となった。法要に引き続き、関係者による挨拶が次々に行われた。日本からは、本会を代表して籟本事務総長が、祝辞を奉呈した。

午後四時半、一行はマヤ堂内部へ移り、考



着工式当日のマヤ堂（上）

レンガ除去式に望む籟本事務総長（右）



マヤ堂基壇にくい込む菩提樹の根



古学関係者から工事の進め方について説明を受けた。続いて代表者による献灯、献香が行われた。その後、工事開始の第一歩を記すため、マヤ堂基壇上部のレンガ除去式が行われ、全ての日程が終了となった。

参加者には、紅茶とお菓子が振舞われ、懇談の時間が持たれた。

この日の主な出席者は、ジョーシーLD T理事長（文部大臣）、サキヤ同副理事長、タム



挨拶する文部大臣（上）
テントを埋めた参加者（右）

ラカー同理事（通産大臣）、ラム・サキヤ同事務局長、ネパール国会議員、県知事等々。本会からは、籓本事務総長の他、木内国際文化部長、伊東同和推進部長が出席した。

なお、十月二十一日には、LD Tの理事회가カトマンズで開催され、これには川島総務部長が出席した。

第二回総務委員会

第二回総務委員会が、九月二十八日午後二時から、真言宗智山派宗務庁会議室で開催された。

本委員会は、常務理事を派遣している十宗派より推薦された各委員で構成され、各宗派宗務当局と本会事務総局との事務的な連絡を円滑にすることを目的としている。

委員会は、籓本事務総長の挨拶につづき、左記の協議事項の審議に入った。

1. 平成五年度予算の大綱の件
2. 「日宗連」第九回宗教と税制シンポジウムの件
3. 第十回囲碁大会の件

4. ルンビニーの件
5. 第十八回WFB世界仏教徒会議台湾大会の件
6. 第十二回同和研修会の件
7. 第三十五回全日本仏教徒会議九州大会の件

なお、本委員会の委員は次の通り。

- 渡辺宗孝(曹洞宗)、中山知見(浄土真宗本願寺派)、梨谷哲栄(真宗大谷派)、藤木雅雄(浄土宗)、望月康史(日蓮宗)、徳富義明(高野山真言宗)、松山英照(臨済宗妙心寺派)、志井圓定(天台宗)、馬場修任(真言宗智山派)、中正宣(真言宗豊山派)

事務局録事

十一月

- 二日 藤井實應浄土門主本葬参列
 - 五日 局内会議
 - 六日 税務委員会
 - 七日 寛永寺晋山式参列
 - 七日～八日 同宗連研修会出席
 - 八日 包管研協議会出席
- 法律相談室

九日 文化庁勉強会出席

全青協法要参列

十二日～十八日 ルンビニー着工式

十四日 日宗連理事会

十九日～二十日 同宗連現地研修会出席

十八日～二十三日 LTD理事会出席

二十日 同和委員会

二十二日 文化庁協議会出席

二十三日 局内会議

二十七日～三十日 世界仏教徒会議台湾大会

全仏手帳

一九九三年版

申込み受付中

全日本仏教会では、左記要領にて、「全仏手帳」を発行します。部数に限りがございますので、ご注文はお早めに。

内容 三帰依文、四弘誓願、宗門聖日、加盟団体役員住所録その他

サイズ 9×14cm

定価 七〇〇円(送料実費)

申込先 東京都港区芝公園四一七一四

全日本仏教会

「全仏手帳係」係

寺院用具

浅草通り五鳳会加盟店

決田商店

東京都台東区寿2-10-9 (地下鉄田原町駅前)

電話 代表 (3841) 4965